

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名:農林水産部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額 (円)	地方自治法施行令の 適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
令和4年度 県営ほ場整備調査 里坊地区事業計画策定業務	R4.7.11	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432-1	4,840,000	第167条の2第1項第2号	島根県土地改良事業団体連合会は、土地改良換地士を数多く有し、土地改良事業関係の公法人として土地改良法や農業農村整備事業の事業制度に広く精通している。また、県営ほ場整備事業をはじめとする土地改良事業の計画作成の実績を多数有している。 このため、本業務を適正かつ確実に実施できるのは県内では土地改良事業団体連合会以外ないと認められる。	東部農林水産振興センター	
令和4年度 県営ほ場整備調査 西長江地区事業計画策定業務	R4.7.11	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432-1	5,390,000	第167条の2第1項第2号	島根県土地改良事業団体連合会は、土地改良換地士を数多く有し、土地改良事業関係の公法人として土地改良法や農業農村整備事業の事業制度に広く精通している。また、県営ほ場整備事業をはじめとする土地改良事業の計画作成の実績を多数有している。 このため、本業務を適正かつ確実に実施できるのは県内では土地改良事業団体連合会以外ないと認められる。	東部農林水産振興センター	
令和4年度 農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策) 計画策定事業 島根地区(安来地域) 情報通信施設調査計画業務	R4.7.29	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432-1	12,265,000	第167条の2第1項第2号	本業務は、「令和3年度 農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策)計画策定事業 島根地区 情報通信施設調査計画業務」の継続業務である。 連合会は対象地域のほ場整備に関する知見を得た唯一の団体である。また、対象地域のインフラの整備状況にも精通している。加えて、ICT技術を活用した農業農村インフラの管理の省力化・高度化安マート農業技術にも精通している。 以上のことから、本業務を適切に実施できるのは連合会のみと判断する。	東部農林水産振興センター	

<p>令和4年度 島根地区(浜田漁港) 水産物供給基盤機能保全事業 積算業務委託</p>	<p>R4.7.19</p>	<p>一般社団法人水産土木建設技術センター 松江支所 松江市津田町301</p>	<p>3,850,000</p>	<p>第167条の2第1項第2号</p>	<p>当業務は高度な専門知識が必要とし、また国の補助事業である水産物供給基盤機能保全事業により実施するものであり、「漁港漁場関係事務必携」によると、委託先条件として「水産基盤整備事業、海岸整備事業等に精通し、構造設計、積算及び工事監督等の技術業務を代行しうる公益法人等とする。」とされており、該当する県内業者は(一社)水産土木建設技術センター)のみであるため。</p>	<p>西部農林水産振興センター</p>	
<p>令和4年度 農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策) 計画策定事業 島根地区志学地域情報通信施設調査計画業務</p>	<p>R4.7.28</p>	<p>島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432番地の1</p>	<p>11,440,000</p>	<p>第167条の2第1項第2号</p>	<p>本業務はモデル地域における情報通信環境の整備計画を策定するものであり、情報通信施設の導入等を検討するためには用水系統等、その基盤であるほ場整備に関する知見及び農業農村インフラに精通している必要がある。連合会は、受注実績からモデル地域のほ場整備に関する知見を得た唯一の団体であるだけでなく、農業農村インフラにも精通しているため。 また、本業務は連合会が受注した「令和3年度農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策)計画策定事業島根地区情報通信施設調査計画業務」の調査結果を基に調査を行うものであり、一体的に調査計画を行う必要があるため。</p>	<p>西部農林水産振興センター</p>	